

軽自動車税のお知らせ

問合せ 税務課管理係 ☎(95)9876

軽自動車税は、4月1日現在に、原付バイク、小型特殊自動車、軽自動車、自動二輪車を所有している人に課税される税金です。譲渡や盗難などにより、実際に所有していなくても、所定の手続きをしない限り税金がかかります。軽自動車税は、普通自動車における自動車税とは異なり、月割りで税額を算定しません。そのため、年度の途中で譲渡や廃車をして税金の還付はありません。また、4月2日以降に取得した場合は、その年度は税金がかかりません。



納期限は5月31日(金)です。口座振替を利用する人は、残高を確認してください。また、口座振替の人には、車検用納税証明書を6月上旬に郵送します。

税額と経年重課

平成27年4月1日以後に新規登録する車両から、新税額が適用されています。また、環境への負荷の低減に資するための施策であるグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した車両について、28年度から経年重課の税額が適用されています。

車種区分	27年3月31日までに登録した車両	27年4月1日以降に登録した車両	登録後13年を経過した車両（経年重課）
四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
四輪貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※新規登録した年月とは、初めて車両番号の指定を受けた年月です。自動車検査証では初度検査年月と記載されています。

グリーン化特例（軽課）の導入

29年度に実施された、環境負荷の小さい車両に対して排出ガスや燃費性能の基準に応じて税額が軽減されるグリーン化特例（軽課）について、基準を見直したうえで2年延長されました。軽減は、初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度限りです。

【31年度対象車両】

初度検査年月が30年4月～31年3月で、下表の環境性能を有する車両

車種区分	税額（年額）				
	電気自動車・天然ガス自動車	32年度燃費基準+30%達成車	32年度燃費基準+10%達成車	27年度燃費基準+35%達成車	27年度燃費基準+15%達成車
	75%軽減	50%軽減	25%軽減	50%軽減	25%軽減
四輪乗用(自家用)	2,700円	5,400円	8,100円	—	—
四輪乗用(営業用)	1,800円	3,500円	5,200円	—	—
四輪貨物(自家用)	1,300円	—	—	2,500円	3,800円
四輪貨物(営業用)	1,000円	—	—	1,900円	2,900円
三輪	1,000円	—	—	2,000円	3,000円

※電気自動車などを除き、いずれも17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）または30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。